

## 12 雇用・労働関係

### ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①自発的なキャリア・アップの支援 (厚生労働省)	民間活力を最大限活用した就職カウンセリング、マッチング・サービスの充実とともに、自発的なキャリア・アップの支援を図る必要があること等の点に留意しつつ、引き続き、必要な措置を講ずる。	引き続き措置			○ (厚生労働省) 働く者の自律的なキャリア形成を支援するため、キャリア・コンサルタントの能力水準の確保と社会的認知度の向上を図ることができるよう、指定試験機関(民間)方式による技能検定を実施することとした。(平成20年2月27日政令第34号(公布日施行)) また、再チャレンジが可能な社会を実現するための取組として、例えば、若年者地域連携事業等により、民間活力を活用した就職支援を行っている。

### イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁 (厚生労働省)	ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備等について、引き続き検討を行う。	検討			一 (厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、平成15年改正のフォローアップ及び検討を行ってきたところであり、平成19年12月25日に取りまとめられた当該部会の中間報告において、制度の根幹に関わる問題については、厚生労働省に研究会を設置し引き続き検討を進めることとされたことを踏まえ、現在、当該研究会において検討を行っているところである。
②派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し (厚生労働省)	改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、引き続き検討を行う。	検討			一 (厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、平成15年改正のフォローアップ及び検討を行ってきたところであり、平成19年12月25日に取りまとめられた当該部会の中間報告において、制度の根幹に関わる問題については、厚生労働省に研究会を設置し引き続き検討を進めることとされたことを踏まえ、現在、当該研究会において検討を行っているところである。

## ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①労働契約法制の整備 (厚生労働省)	労働契約法制は、民法の特別法として、契約当事者である労使双方の意思(労使自治)を可能な限り尊重する必要があること等の点に留意し、労働政策審議会において検討を行ったところであり、その取りまとめ結果に基づき、所要の措置を講ずる。	措置			◎ (厚生労働省) 「労働契約法」が平成20年3月1日に施行された。

## エ 就労の促進・再チャレンジの支援

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①理・美容師資格の中卒者の取得要件の見直し (厚生労働省)	a 理容師・美容師資格の取得にあたり、理・美容師養成施設にて、中学校卒業生に対して追加的に課されている講習課程を法改正の趣旨を踏まえて必要なものに限定する観点から見直しを検討する。	19年末までに結論			◎ (厚生労働省) 平成19年11月に公表された理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会報告書を踏まえ、同年中に、中学卒業生に対して追加的に課している講習課程については、理容師養成施設・美容師養成施設において個別の入所資格審査を行い、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、講習課目の区分ごとに、その課目の履修を免除し、又は時間数を減ずることができることとする結論を得、平成20年2月29日、理容師養成施設における中学校卒業生に対する講習の基準等(平成20年厚生労働省告示第41号)及び美容師養成施設における中学校卒業生に対する講習の基準等(平成20年厚生労働省告示第46号)により措置した。(平成20年4月1日から適用)
	b 理・美容師資格は、現在でも中学校卒業生が取得可能であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。	19年末までに結論			◎ (厚生労働省) 理容師、美容師資格について現在でも中学校卒業生が取得可能であることをホームページを通じて周知を図ることとし、平成19年12月から日本理容美容教育センターのホームページに、また、平成20年1月から厚生労働省及び理容師美容師試験研修センターのホームページに当該情報を掲載した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②国家公務員の採用年齢等の見直し 【人事院】	a 再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年末までに行うよう、要請する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	19年末までに検討			○【人事院】 ○ 検討の一環として、民間企業における実態についての調査を平成19年10月上旬～11月下旬に実施し、現在、結果を集計・分析中。 ○ 平成19年8月、国会及び内閣に対し、人事院勧告時における公務員人事管理に関する報告において、「国家公務員採用試験は、多くの民間企業における就職試験と同様、新規学卒者を中心に長期に部内育成を図ることを前提に係員を採用するための方法であり、受験資格として一定の年齢要件を設けている。 年齢要件については、関係者等の意見も聴取しながら検討を行い、年齢にかかわらず外部の人材の採用を推進していくため、昨年度、公募や能力実証の一部を本院が担う経験者採用システムを導入し、6省庁7種類の選考試験を実施したところである。 さらに、職業経験の有無にかかわらず、30～40歳程度の者にも就職機会を提供する仕組みとして、閣議決定を踏まえ、国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)を本年秋に実施するべく準備を進めている。本年6月、閣議決定において、本院に対して、再チャレンジを支援する観点から、国家公務員採用試験の受験年齢の上限に関する検討の要請が行われた。 本院としては、「今般改正された雇用対策法に基づく取扱いや、民間企業における実態等を適切に調査・把握しつつ、有識者及び各府省からの意見聴取を行いながら、必要な検討を行うこととしたい。」旨、表明。 ○ 総理のもとに設置された「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」より、平成20年2月5日に採用試験の再編に係る議論を含む報告書が出されたところであり、それを受けた政府全体での検討の動向も踏まえる必要。
(内閣官房、総務省) 【人事院】	b 国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)につき、初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、平成20年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	結論	平成20年度実施の試験より措置		一(総務省) 再チャレンジ試験の採用職種、採用人数、受験年齢等の見直しについては、平成19年度に実施した試験による採用後の状況、国家公務員の採用年齢等の見直しの検討状況等を踏まえ、引き続き検討することが必要である。 平成20年度については、平成19年度の応募状況、各府省の採用ニーズ等を踏まえ、再チャレンジの機会を確保する観点から、19年度と同様の試験を実施し、同程度の採用人数を確保することとし、各省庁人事担当課長会議において申合せを行った。

オ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①労働基準監督署への届出書類の一括届出化 (厚生労働省)	預金管理状況報告の本社一括届出については、事業場単位での届出に係る労働基準関係法令の考え方の整理もしつつ検討し、早期に措置する。	措置			◎ (厚生労働省) 預金管理状況報告の本社一括届出について、一定の要件を満たす場合は、本社を管轄している労働基準監督署長に一括して届け出ることができるようにした。(平成20年2月18日付け基発第0218003号厚生労働省労働基準局長通達)